

○大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例

平成24年12月21日

条例第49条

(手数料の徴収)

第1条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、次の各号に掲げる認定を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定 申請1件につき、次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 34,000円（適合証（法第54条第1項各号に掲げる基準に適合する計画であることを、市長が認める者が証する書類をいう。以下同じ。）を提出する場合にあっては、5,000円）

イ 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）の住戸の部分又は人の居住の用に供する部分と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住戸の部分に係る計画 別表第1に定める額

ウ 共同住宅等の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 建築物全体の住戸の総数及び当該建築物の共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）の床面積の区分に応じ、それぞれ別表第1及び別表第2に定める額を合算した額

エ 複合建築物の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 建築物全体の住戸の総数、当該建築物の共用部分（非住宅部分に係るものを除く。次号エ（イ）において同じ。）の床面積及び当該建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ別表第1、別表第2及び別表第3に定める額を合算した額

オ 人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画 建築物全体の床面積の区分に応じ、別表第3に定める額

(2) 法第55条第1項に規定する計画の変更の認定 申請1件につき、次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前号アに掲げる計画の変更 17,000円（適合証を提出する場合にあっては、2,500円）

イ 前号イに掲げる計画の変更 変更後の住戸の総数の区分に応じ、別表第1に

定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 前号ウに掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

(ア) 住戸の部分に係る計画の変更にあつては、変更後の住戸の総数の区分に応じ、別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 共用部分に係る計画の変更にあつては、変更後の共用部分の床面積の区分に応じ、別表第2に定める額に2分の1を乗じて得た額

エ 前号エに掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

(ア) 住戸の部分に係る計画の変更にあつては、変更後の住戸の総数の区分に応じ、別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 共用部分に係る計画の変更にあつては、変更後の共用部分の床面積の区分に応じ、別表第2に定める額に2分の1を乗じて得た額

(ウ) 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更後の非住宅部分の床面積の区分に応じ、別表第3に定める額に2分の1を乗じて得た額

オ 前号オに掲げる計画の変更 変更後の建築物全体の床面積の区分に応じ、別表第3に定める額に2分の1を乗じて得た額

2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の手数料の額は、前項の規定により算出した額に、当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する申請に係る建築物の床面積の合計とみなして大仙市建築基準法関係手数料条例（平成21年大仙市条例第82号）別表1の項の区分に応じて定める手数料の額を加算した額とする。

3 確認の申出に係る建築物の計画の審査に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を伴う場合の手数料の額は、前2項の規定により算出した額に、当該建築物の構造計算適合性判定が行われる部分の床面積の合計を構造計算適合性判定を要する建築物の床面積の合計とみなして大仙市建築基準法関係手数料条例別表2の項に定める額を加算した額とする。

（手数料の徴収の時期）

第2条 手数料は、申請があつたときに徴収する。

（手数料の減免）

第3条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の不還付）

第4条 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、申請事項等の不明その他の理由により申請を受理できない場合は、これを還付する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第1条関係）

	住戸の総数	手数料の額
1	1戸	34,000円（適合証を提出する場合には、5,000円）
2	2戸以上5戸以下	66,000円（適合証を提出する場合には、9,000円）
3	6戸以上10戸以下	94,000円（適合証を提出する場合には、16,000円）
4	11戸以上	132,000円（適合証を提出する場合には、26,000円）

別表第2（第1条関係）

	共用部分の床面積	手数料の額
1	300平方メートル以内の場合	105,000円（適合証を提出する場合には、9,000円）
2	300平方メートルを超える場合	173,000円（適合証を提出する場合には、26,000円）

別表第3（第1条関係）

	非住宅部分等の床面積	手数料の額
1	300平方メートル以内の場合	231,000円（適合証を提出する場合には、9,000円）
2	300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	369,000円（適合証を提出する場合には、26,000円）
3	2,000平方メートルを超える場合	524,000円（適合証を提出する場合には、77,000円）